

安全安心まちづくり体系の再整理について

(1) 目的

地域防犯・再犯防止にかかる本市施策体系について再整理を行うとともに、本市における犯罪被害者等支援策の充実を図る。

(2) 事業概要

①「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例(略称:安全安心まちづくり条例)」の改正

②「(仮称)犯罪被害者等支援条例」の制定

③「(仮称)安全安心まちづくり推進計画」の策定

(3) 安全安心まちづくりの体系整理(イメージ)

熊本市が目指す姿

犯罪の加害者も被害者も生まない、
もし被害にあっても、適切な支援を受けることができる
安全で、安心して暮らせるまち



防犯

- ・犯罪をさせない
- ・犯罪の被害にあわない

再犯防止

- ・再び犯罪をさせない
- ※刑法犯検挙人員の約5割が再犯者^(R1)

犯罪被害者等支援

- ・被害にあっても、適切な支援が受けられる
- ・二次被害にあわない

犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例
(通称:安全安心まちづくり条例)【改正】

(仮称)犯罪被害者等支援条例
【制定】

(仮称)安全安心まちづくり推進計画【策定】

(4) スケジュール(案)

年度	R4年度			R5年度					R6
時期	11～3月			4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4月～	
検討内容	○条例骨子			●条例素案	上程	公布			計画等の進行管理
					□計画骨子	■計画素案			
懇話会	○								
協議会		○		●	□	■			I回程度
庁内会議		○		●	□	■			
議会		○		●	●		■	■	
パブコメ					●			■	

条例上の整理

犯罪を防止し安全で安心なまち
熊本市をつくる条例(改正)

防犯

再犯防止

犯罪被害者等支援条例(新設)

犯罪被害者等支援

条例を2本立てにするメリット

- 犯罪被害者等が声を上げやすくなり、支援につながりやすくなる。
- 再犯防止については、保護司だけでなく、地域で理解を深め、地域全体で立ち直りを支えていくことで、犯罪のない社会づくりを進めていく姿勢が明確になる。

計画上の整理

【既存計画】

第11次交通安全計画

(R3～R7)

※ 交通安全対策基本法に基づき作成

第3次消費者行政推進計画

(R4～R8)

※ 消費者教育の推進に関する法律に基づき作成

再犯防止推進計画

(R3～R5)

※ 再犯の防止等の推進に関する法律に基づき作成

※ 再犯防止は、これまでの保護司と対象者のみの関係から、地域で理解を深め、保護司とともに地域活動の一環として取り組む方向に転換中。

社会を明るくする運動や保護司の活動について、行政だけでなく、地域にも広く展開していくことで、犯罪のない社会づくりを推進する。

【新規計画】
安全安心まちづくり
推進計画(仮称)

〈計画の柱〉

防犯

再犯防止

犯罪被害者等支援

統合